

女性技術者の雇用に関する評価項目を追加します

平成 28 年 3 月
彦根市総務部契約監理室長

建設工事の入札参加者の格付にかかる発注者別評価事項について、次のとおり女性技術者の雇用に関する項目を追加します。

今回の改正は、平成 29 年度の入札参加資格審査から適用します。

◇女性技術者の雇用

☆男女共同参画の職場と企業風土づくりを推進課題としており、事業者における女性の活躍を推し進める取組みの一つとして、女性技術者の雇用に関する項目を加点項目とする。

◇審査基準日において雇用している女性技術者 1 人につき 2 点を加算する。6 点を限度とする。

◇常用雇用労働者であること。

◇審査基準日の前日以前に資格コード表（別紙入札参加資格審査申請書の技術者一覧表）に掲げる資格を保有しており、その資格が入札参加希望工事のいずれかに対応していること。

◇審査基準日において、6 箇月以上雇用されていること。（平成 29 年度の審査においては、平成 28 年 6 月 29 日以前に採用され、平成 29 年 1 月 1 日現在雇用されていること。）（ただし、入札参加資格審査申請時点において雇用されていない場合は対象外）

◇申請者において所得税の源泉徴収をしていること。

◇社会保険（健康保険および厚生年金保険）に加入していること。ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が 4 人以下等）は除きます。

◇雇用保険に加入していること。ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が 1 人もいない等）は除きます。